



会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 副本部長 横山 恵一
(TEL 03-5719-2180)

(5) 資金調達の種類	360,575,160 円 (内訳) ・新株予約権発行分 2,979,960 円 ・新株予約権行使分 357,595,200 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の種類、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の種類」をご参照ください。
(6) 行使価額	当初行使価額 72 円 2026 年 11 月 18 日(同日を含む。)以後、2026 年 11 月 20 日を初回とし、その後 2 週間ごとの金曜日(当該日が取引日でない場合には、その翌取引日。以下「修正日」という。)に、当該修正日の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。) 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 40 円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 KAY LEO BROTHERS LIMITED 49,666 個
(8) 譲渡制限及び行使数量 制限の内容	譲渡制限については該当事項ありません。 但し、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の当社以外の第三者に対する譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定です。 当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権割当契約を締結する予定です。 ①制限超過行使の禁止 (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に KAY LEO BROTHERS LIMITED が第 17 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第 17 回新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%

	を超える部分に係る第 17 回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。 (b) KAY LEO BROTHERS LIMITED は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第 17 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 17 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第 17 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 (c) KAY LEO BROTHERS LIMITED は、第 17 回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。 ②当社の株券の貸借に関する事項について、割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で株券貸借契約を締結する予定です。 ③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、医療・ヘルスケア領域及び地球環境領域を中心に、画像処理、ソフトウェア、計測・解析等のソリューション事業を展開してまいりました。創業以来培ってきた画像処理技術、医療機関向けシステム・サービスの提供実績、並びに地理空間情報・環境関連ソリューションに係る知見を基礎として、既存事業の収益力向上に加え、医療 DX、医療 AI、新規ヘルスケア領域等の成長分野への展開を進めております。

当社を取り巻く事業環境について、ヘルスケアソリューション事業では、医療 ICT の進展に加え、医療情報システムのサイバーセキュリティ対策や BCP 対応の重要性が高まっており、PACS（医療用画像管理システム）、電子カルテ、診療情報統合システム等の高度化及び安定運用に対する需要が拡大しております。また、当社は 2026 年 7 月に株式会社プリズム・メディカルを完全子会社化し、同年 8 月から開発環境の統合・集約、PACS の機能強化、医療情報統合システムの機能開発及びサポート体制の強化を進めており、ヘルスケアソリューション事業の収益基盤強化に取り組んでおります。

一方、2026 年 9 月期第 3 四半期累計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）における当社の業績は、売上高 433,853 千円（前年同期比 41.2%減）、営業損失 386,104 千円、経常損失 509,197 千円、四半期純損失 377,225 千円となりました。また、2026 年 6 月 30 日現在の総資産は 1,591,523 千円、純資産は 895,531 千円、現金及び預金は 620,694 千円、自己資本比率は 54.0%となっております。純資産は前事業年度末から増加しているものの期首より医療 IT 商材の新規需要の減少や再生可能エネルギー関連案件での収益確保の未達、また一部新規事業の見直しに伴う費用等により、営業損失が継続しております。また、2026 年 7 月以降は、子会社の取得及び新設法人立ち上げに伴う投資、既存の出資契約に基づくファンドへの出資並びに既存事業及び新規事業の運営に伴う支出等により、同年 8 月末時点で現金及び預金においては減少しております。また、M&A による子会社の取得後の体制構築や新設法人の収益化まで当面は資金需要が見込まれることから、当社としては今後も既存事業の運営に必要な資金を確保するとともに、既存の出資契約に基づくキャピタルコールへの対応や、システム開発、

新規事業の研究開発及び M&A 等の成長投資を進める必要があることから、収益基盤の再構築に加え、事業運営に必要な資金と成長投資に充当する資金を確保することが重要な経営課題であると認識しております。

当社は、既存事業の収益性改善を進めるとともに、新たな収益源の創出に向けた研究開発、システム開発、外部企業への出資・投資及び M&A を機動的に実行することが、中長期的な企業価値向上のために必要であると考えております。これらの施策は、支出時期や必要額が事業の進捗、相手方との協議状況、市場環境等に応じて変動する一方、事業機会を確実に取り込むためには適切なタイミングで資金を確保する必要があることから、機動的かつ柔軟な資金調達手段を確保することが重要となります。

まず、当社の既存事業及び新規事業の遂行に必要な運転資金として、製品・サービスの仕入、外注費、人件費、販売促進費、保守・運用費その他の事業運営費用に充当することを予定しております。当社が既存事業の収益改善を図りつつ、複数の新規施策を並行して推進するためには、日常の事業活動を安定的に維持し、事業進捗に応じた支出に対応できる手元流動性を確保することが必要であります。

次に、当社が出資するアリスタゴラ VC イスラエル・テクノロジー L.P. (ファンド) については、イスラエルを中心とした先端テクノロジー企業への投資を通じ、当社のヘルスケアその他の事業領域における技術情報及び協業機会の獲得につなげることを目的としております。同ファンドはキャピタルコール方式を採用していることから、既存の出資契約に基づく今後のキャピタルコールに対応するための出資資金を確保する必要があります。

また、当社は 2026 年 7 月に 2nd SKIN LABS Inc. の株式 51.0%を取得し、同社を子会社化するとともに、国内市場への本格展開を目的として株式会社 ENERGY SKIN JAPAN を設立しております。2nd SKIN LABS Inc. が有する機能性テキスタイル及び非電源型スマートウェアラブルに係る技術と、当社が有する医療 DX 分野の事業基盤を組み合わせ、「医療×スマートテキスタイル」という新たな事業領域を育成するため、日本市場向けの製品・用途開発、性能評価、実証・検証その他の研究開発及び事業化準備に係る資金を確保する必要があります。

さらに、ヘルスケア事業部においては、PACS、電子カルテ、RIS (放射線科情報システム)、医療情報統合システム等の既存製品・サービスの競争力向上に加え、医療 AI、サイバーセキュリティ及び BCP 対応を含む付加価値の高いソリューションの開発・機能強化を進めております。株式会社プリズム・メディカルとの開発環境の一体化を含め、製品開発スピードの向上、安定性・セキュリティの強化及び顧客利便性の向上を図るため、システム開発に係る資金を充当する予定であります。

加えて、当社は、既存事業とのシナジーが見込まれる企業、技術、顧客基盤又は事業資産を取り込むことを目的として、M&A 及び資本業務提携並びに企業・事業への出資及び投資を重要な成長施策と位置付けております。2026 年には 2nd SKIN LABS Inc. 及び株式会社プリズム・メディカルの子会社化を実行しており、今後も医療・ヘルスケア、AI、ソフトウェア、データその他当社の事業基盤強化に資する領域において、案件が具体化した際に迅速に意思決定及び投資実行を行うための資金余力を確保しておく必要があります。

以上のとおり、本第三者割当により調達する資金は、①当社グループの運転資金、②アリスタゴラ VC イスラエル・テクノロジー L.P. (ファンド) への出資資金、③子会社における新規事業研究開発費及び研究開発発表資金、④ヘルスケア事業部におけるシステム開発費及びマーケティング費用、⑤出資及び投資を含む M&A 資金に充当する予定であります。当社は、これらの資金を活用して既存事業の収益力向上と新規事業の育成を並行して進め、早期の収益改善及び中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

なお、当社が 2025 年 7 月 17 日開催の取締役会決議により発行した第 14 回新株予約権につきましては、株価が当該新株予約権の行使価額を継続的に下回る状況が続いたことから、権利行使による資金調達は進捗しておりませんでした。当社といたしましては、このような市場環境のもとでは、当該新株予約権の行使による資金調達の実現可能性は低いと判断いたしました。このため、資本政策の機動性及び資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の新株予約権を維持するよりも、これを取得の上売却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、2026 年 6 月 25 日付適時開示「第三者割当による第 14 回新株予約権の取

得及び消却に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、第 14 回新株予約権の取得及び消却を決議いたしました。

本件取得及び消却は、既存株主の利益に配慮しつつ、希薄化リスクの不確実性を低減するとともに、より確実性の高い資金調達を実現するためのものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本資金調達は、当社が、abc 株式会社(以下、「abc 社」という。)及び Seacastle Singapore Pte.Ltd (以下、「Seacastle 社」という。)に対して第 16 回新株予約権を、KAY LEO BROTHERS LIMITED (以下、「KAY LEO 社」といい、abc 社及び Seacastle 社とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)に対して第 17 回新株予約権をそれぞれ割り当て、本新株予約権についてその行使が行われることによって、それぞれ当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

<第 16 回新株予約権>

当社は、第 16 回新株予約権について、abc 社及び Seacastle 社との間で、第 16 回新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に第 16 回新株予約権割当契約をそれぞれ締結する予定です。本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、第 16 回新株予約権の目的となる株式の総数は 19,841,500 株です(株式分割等の一定の事由が生じた場合には調整されることがあります。)。第 16 回新株予約権の行使価額は 72 円で固定であり、行使価額の修正は行われません。

<第 17 回新株予約権>

当社は、第 17 回新株予約権について、KAY LEO 社との間で、下記の内容を含む第 17 回新株予約権割当契約を締結する予定です。

① 行使価額の修正

第 17 回新株予約権の行使価額は、2026 年 11 月 18 日(同日を含む。)以後、2026 年 11 月 20 日を初回とし、その後 2 週間ごとの金曜日(当該日が取引日でない場合には、その翌取引日。以下「修正日」という。)に、当該修正日の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 40 円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、末尾添付の第 17 回新株予約権発行要項第 11 項の規定を準用して調整される。なお、11 月 19 日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である 72 円とする。第 17 回新株予約権の下限行使価額は当初 40 円(発行決議日前取引日の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満を切り上げた額)ですが、第 17 回新株予約権の発行要項第 11 項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、KAY LEO 社の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を KAY LEO 社と当社間で議論の上、決定したものであります。

② 制限超過行使の禁止

第 17 回新株予約権割当契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に KAY LEO 社が第 17 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第 17 回新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る第 17 回新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと。

- (b) KAY LEO 社は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第 17 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 17 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第 17 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) KAY LEO 社は、第 17 回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

<本スキームの特徴>

本スキームの特徴は、次のとおりとなります。

[メリット]

① 最大交付株式数の限定

第 16 回新株予約権の目的である当社普通株式数は発行当初から固定（19,841,500 株）されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数に変動することはありません。加えて、第 17 回新株予約権の目的である当社普通株式数についても発行当初から固定（4,966,600 株）されており、将来的な市場株価の変動にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

② 譲渡制限

第 16 回新株予約権は、abc 社及び Seacastle 社に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、第 16 回新株予約権の発行要項において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、abc 社及び Seacastle 社から第三者へは譲渡されません。また、第 17 回新株予約権割当契約において、第 17 回新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社取締役会の承認がない限り、第 17 回新株予約権は KAY LEO 社から第三者へは譲渡されません。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時適切に開示いたします。

③ 取得条項

本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達が必要なくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆様への希薄化の影響を抑えることが可能です。

④ 既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権については、複数回による段階的な行使が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。また、第 17 回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満を切り上げた額である 40 円に設定されており、第 17 回新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。

⑤ 株価上昇時の調達額増額

第 17 回新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価への影響の軽減

第 17 回新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後行使価額が下限行使価

額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使が行われて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 既存株式の希薄化の発生
借入れ又は社債と異なり、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式数 24,808,100 株（議決権数 248,081 個）により、2026 年 9 月 30 日現在における発行済株式総数 15,382,400 株（議決権総数 153,079 個）に対して、161.28%（議決権総数に対し 162.06%）の希薄化が生じることになります。
- ③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は純投資目的であることから、本新株予約権を行使して取得した当社普通株式を市場で売却する可能性があります。これらの当社普通株式の売却により当社の株価が下落する可能性があります。
- ④ 不行使期間が存在しないこと
本新株予約権は、確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における権利行使を当社がコントロールすることはできません。
- ⑤ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性
株価が第 16 回新株予約権の行使価額を下回って推移する場合、第 16 回新株予約権の行使がなされない可能性があります。また、第 17 回新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、第 17 回新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては第 17 回新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑥ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ⑦ 急速な希薄化が生じる可能性
株価動向によっては第 16 回新株予約権及び第 17 回新株予約権が同時に行使に適した状況となることも考えられ、また本新株予約権の行使が進んだ場合、合計 24,808,100 株の新株式が交付されるため、既存株式の急速な希薄化が生じる可能性があります。

<他の資金調達方法との比較>

- ① 新株式発行による増資
 - (a) 公募増資
公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。

また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかはその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当による新株式の発行

第三者割当による新株式の発行については、割当予定先との間で引受条件について合意することができれば、一定額の資金を一括して調達することが可能である一方、発行時点において一度に新株式が発行されることから、既存株主の持株比率及び1株当たりの価値に対して即時かつ大きな希薄化の影響が生じることとなります。

また、当社が必要とする資金は、運転資金、研究開発資金、システム開発資金、出資及び投資を含むM&A資金等であり、それぞれの資金需要の発生時期及び必要額は、事業の進捗状況、投資案件の具体化の状況及び市場環境等により変動する性質を有しております。このため、現時点において必要資金の全額に相当する新株式を一括して発行することは、資金需要に先行して大規模な希薄化を生じさせる可能性があると考えております。

さらに、第三者割当による新株式の発行の場合には、発行価額を発行時点の株価水準等を基礎として決定する必要がありますが、当社普通株式の株価が今後変動する可能性を踏まえると、現時点の株価水準で多数の新株式を一括して発行することは、将来的な株価上昇の利益を既存株主が享受する機会を一定程度制約する可能性があります。

これに対して、本スキームは、当社の資金需要及び事業の進捗状況に応じて段階的に資金調達を行うことが可能であり、また、新株予約権の行使が行われる都度、段階的に新株式が発行されるため、第三者割当による新株式の一括発行と比較して、希薄化の発生時期を分散することが可能であります。

以上を総合的に勘案し、第三者割当による新株式の発行は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② C B

C Bは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシュー

と、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様の投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、このような資金調達を実施する場合、既存の借入先金融機関からの全行同意が必要となりますが、借入先が多数に及んでいるため同意の取得が困難であることや、同意取得までに長期間を要するとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	1,805,234,775 円
(内訳)	
本新株予約権の発行	19,051,575 円
本新株予約権の行使	1,786,183,200 円
② 発行諸費用の概算額	68,736,043 円
③ 差引手取概算額 (①－②)	1,736,498,732 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりです。

- ・登録免許税等：8,229,000 円
 - ・新株予約権価格算定費用：2,500,000 円
 - ・有価証券届出書作成等支援業務費用：2,000,000 円
 - ・弁護士費用 1,000,000 円、
 - ・割当予定先等調査費用：850,000 円
 - ・割当予定先紹介手数料及びファイナンシャルアドバイザー費用：54,157,043 円
- 永田町リーガルアドバイザー株式会社(所在地：東京都千代田区平河町二丁目 16 番 2 号、代表者：加陽麻里布 以下「永田町リーガル」という。)

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュール及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
①当社グループ運転資金	700	2026年11月～2027年8月

②アリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）への出資資金	120	2026年11月～2027年1月
③子会社における新規事業研究開発費及び研究開発発表資金	350	2026年11月～2029年11月
④ヘルスケア事業部システム開発費用及びマーケティング費用	100	2026年11月～2029年11月
⑤出資及び投資を含むM&A資金	466	2026年11月～2029年11月
計	1,736	

（注） 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

3. 資金使途の優先順位は、記載の番号順としております。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

①当社グループ運転資金

当社の現在の財務状況は、前期までの直近の業績等により厳しい状況にあり、運転資金が不足している状況であります。そのため、当社グループの販売費及び一般管理費（人件費 400 百万円、本社家賃 75 百万円、訴訟関連費用として 160 百万円、その他等 65 百万円）に充当することを予定しております。

2024 年～2025 年に開示済みの当社に対する訴訟関連費用として 160 百万円を 2026 年 11 月から 2027 年 8 月にかけて充当する予定であります。

その他については、システム改修で予定する主な内容としては、業務効率化に向けた社内 IT システムの構築・改修、事業規模拡大に伴う業務効率化及びセキュリティ体制の強化を目的とした、社内 IT システム（基幹システム、情報共有ツール等）の構築・改修、及びサーバー等のインフラ整備費用であります。

当社グループの運転資金の名目で本第三者割当による調達資金のうち、700 百万円を充当することを予定しております。

②アリストゴラ VC イスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）への出資資金

当社は、2023 年 1 月 31 日にアリストゴラ VC イスラエル・テクノロジーL.P.（ファンド）（以下、「本ファンド」という。）と出資契約を締結し出資しております。本ファンドは主としてイスラエルのスタートアップ企業（医療、企業向けソフトウェア、E コマース、AI 関連企業等）と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジー（医療技術、サイバーセキュリティ、AI 等）に投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドとなります。当社は本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることになり、さらにその中から当社グループの事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になることから出資を決定しました。また、これらの情報を現地に駐在員事務所等を開設して収集しようとするれば、毎年数千万円単位で費用が発生しますが、この当該ファンドへの投資によって費用を掛けずに情報収集ができ、必要に応じて興味のある企業へのアクセスも可能となります。

一方、現時点では、本ファンドを通じて紹介を受けた企業等との具体的な協業には至っておりません。今後も引き続き、本ファンドから案件の紹介を受ける中で、当社の既存事業との親和性や事業シナジー、具体的な事業展開の可能性などを見極めながら、当社の企業価値向上につながる案件を選定していく方針であります。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは3,000,000米ドルである中、当社はこれまでに2,250,000米ドルを出資しております。キャピタルコールの未実行額750,000米ドルの実行時期については未定であります。契約書上の投資期間は4年となっており、2023年1月に出資契約締結後、これまでの投資期間は約3年になります。併せてこれまでのキャピタルコールの実績（金額と期間）を考慮すると、今後約3か月で実行される可能性があり、本ファンドが投資先（イスラエルのスタートアップ企業）に対して、引き続き成長ステージの中で追加投資していくことが考えられることから、支出予定時期を2026年11月から2027年1月としております。

こちらの出資資金として、本第三者割当による調達資金のうち、120百万円を充当することを予定しております。

レートは155円を想定しており、差額は自己資金といたします。

③子会社における新規事業研究開発費及び研究開発発表資金

当社は、2026年3月より、2nd SKIN LABS Inc. がサイモンフレーザー大学のWearTech Labsと実施するスマートテキスタイル（機能性繊維・素材）の共同研究を支援しております。本共同研究では、光や熱に応答する独自の「Responsive Yarn（応答型繊維）」を用いた製品について、生体への影響やアクティブレスト（休息で身体のコンディションを整える考え方）に係る効果等を科学的に検証する取り組みを進めております。

こうした取り組みを踏まえ、当社は2026年6月26日開催の取締役会において、2nd SKIN LABS Inc. が実施する第三者割当増資を引き受けることによる同社株式の取得を決議し、同年7月に同社株式の51.0%を取得して子会社化いたしました。また、2nd SKIN LABS Inc. が有する技術・素材の日本国内における事業展開を担う法人として、株式会社ENERGY SKIN JAPANを2026年7月1日付で設立しております。

2nd SKIN LABS Inc. は、スポーツパフォーマンス、リカバリー及び医療用途向けのミネラル配合高機能テキスタイルや、外部電源を必要としないスマートウェアラブルの開発・商業化を進めており、株式会社ENERGY SKIN JAPANは、これらの技術・素材を活用した日本国内での事業展開を担っております。なお、2nd SKIN LABS Inc. と株式会社ENERGY SKIN JAPANとの間に資本関係はありませんが、いずれも当社の子会社として、それぞれが有する技術・知見等を活用しながら、医療・ヘルスケア分野をはじめとする新たな事業機会につなげることを企図しております。また、開発した繊維・素材を展示会等で発表し、BtoBの顧客獲得につなげてまいります。本資金使途に対し、本第三者割当による調達資金のうち、350百万円を充当することを予定しております。

本資金使途については、2nd SKIN LABS 社における研究及び研究発表費用に110百万円、医療認可の取得に係る費用に30百万円、製品等の開発費用に80百万円、知的財産権の取得・管理及び各種資格の取得等に係る費用に30百万円、ENERGY SKIN JAPAN 社における研究及び研究発表費用に95百万円、医療認可の取得に係る費用に3百万円、製品等の開発費用に1百万円、知的財産権の取得・管理及び各種資格の取得等に係る費用に1百万円を充当する予定であります。これらの費用の支出予定期間は、2026年11月から2029年11月までとしております。本資金を活用し、両社における研究開発の推進、製品化に向けた取り組み及び事業展開に必要な基盤整備を進め、機能性素材及びスマートウェアラブルに関連する事業の成長につなげてまいります。

④ヘルスケア事業部システム開発費用及びマーケティング費用

当社のヘルスケアソリューション事業では、PACS（医療用画像管理システム※1）、電子カルテ、RIS（放射線科情報システム※2）、読影レポートシステム※3、統合画像・文書管理システム等の医療機関向けシステムの販売、導入及び保守を行っております。医療機関においては、業務効率化や医療従事者の負担軽減に加え、医療情報の適切な管理、サイバーセキュリティ対策、BCP対応等の重要性が高まっており、医療情報システムについても継続的な機能強化及び高度化が求められております。当社としても、既存製品の競争力向上及び医療DX領

域における事業基盤の強化を重要な施策として位置付けております。

※1PACS (Picture Archiving and Communication System) は、CT、MRI、一般撮影、マンモグラフィなどの医療機器で撮影された医用画像を電子的に保存・管理し、院内の端末から閲覧できるようにするシステムをいいます。

※2RIS (Radiology Information System) は、放射線科で行われる CT、MRI、一般撮影などの画像検査に関する業務全体を管理するシステムをいいます。

※3読影レポートシステムは、CT や MRI などの画像を放射線科医等が確認し、画像から得られた所見や診断結果をレポートとして作成・管理するシステムをいいます。

また、当社は 2026 年 7 月 14 日付「株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」に記載のとおり、PACS 及び健診システム等の開発・販売を行う株式会社プリズム・メディカル（以下、「プリズム・メディカル社」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。同社とは従前から OEM 契約を通じて PACS の開発、販売及び保守において連携しておりましたが、子会社化により、従来社外にあった開発機能をグループ内に取り込み、開発・販売・保守を一体的に行う体制の構築を進めております。2026 年 8 月には、両社の開発環境の統合・集約及びサポート体制の強化に着手しており、顧客である医療機関から得られる要望を製品開発へ迅速に反映できる体制を整備することで、製品競争力及び顧客満足度の向上を図っております。

本資金については、プリズム・メディカル社製品の健診システム・診療情報統合システム等のバージョンアップ及び販売促進に 40 百万円、展示会・学会等のマーケティング費用に 20 百万円、Connectio RIS/Report 等の既存製品の機能強化、バージョンアップ及びカスタマイズに 40 百万円を充当する予定であります。具体的には、PACS の機能強化及びクラウド対応、診療情報統合システム等の新機能開発、既存システムの改良、開発環境の統合並びにセキュリティ・BCP 機能の強化等を進めるとともに、展示会・学会等を通じた製品の認知度向上及び販売促進に取り組んでまいります。また、既存製品の機能改善や顧客ニーズに応じたカスタマイズを進め、製品競争力の向上を図ります。これらの取り組みを通じて、医療機関の業務効率化及び医療情報の利活用を支援し、販売機会の拡大とヘルスケアソリューション事業の収益基盤の強化及び中長期的な成長につなげてまいります。本資金使途に対し、本第三者割当による調達資金のうち、100 百万円を充当することを予定しております。

⑤出資及び投資を含むM&A資金

当社の現在のプロダクト(医療画像データシステム PACS 及び経営管理システム ONE Viewer)を最大限に有効活用させ、事業シナジーの拡大に向けて、積極的なM&Aを推進していきます。当社は、ヘルスケアソリューション事業分野で画像データシステムの開発、経営状態を可視化するシステムの開発などの自社においてシステムを開発してきた強みがあると考えており、その強みをより強固なものとするべく物流関連業界などの他業界にも精通したシステム開発会社の買収、主力のヘルスケアソリューション事業の取扱い品目の増加、当社取引先への新たな商材の販売促進を行うべく医療機器販売卸事業者等の買収を進めてまいります。候補先のソーシングについては初期的には当社役員陣の人的つながりを優先的に検討しておりますが、必要に応じては仲介会社の利用も検討しております。現在、ソフトウェア関連、IT人材派遣などの検討をおこなっており、エンジニアのスキルチェックや当社との事業シナジーを検証しております。また、現時点において具体的に検討を進めているものの決定した案件はございませんが、良好な案件があれば積極的にかつ早期に進めていくことを考えております。具体的な資金使途が確定した場合は、適時適切に開示いたします。

この状況を踏まえ、将来のM&A機会に柔軟に対応できる体制を整えておくことが重要と考えております。M&Aは案件の発生タイミングが不確実であるため、即応可能な資金をあらかじめ確保しておくことが重要と考えております。資金を事前に有していることで、競合他社に先駆けた交渉や買収対象企業・金融機関等からの信頼獲得にもつながり、結果として案件成約の可能性を高める効果が期待されます。さらに、案件の検討段階においても、デューデリジェンス費用、外部専門家(FAや弁護士)への報酬、社内体制整備費用など、初期投資が必要となるため、現時点での資金調達は合理的な判断であると考えております。

当該資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から 466 百万円を充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、健全な財務基盤の構築及び安定的な収益力の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

①第 16 回新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役 能勢元）（以下、「T F A」といいます。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 80 円（2026 年 10 月 28 日の終値）、行使価額（72 円※直前取引日の終値である 80 円から 10%ディスカウントした価額）当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 2.014%）、ボラティリティ（58.28%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（229,200 株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026 年 11 月 19 日から 2029 年 11 月 18 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 81 円（1 株当たり 0.81 円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（229,200 株））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の 1 個の発行価額を当該評価額と同額の 81 円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 93.61 円から 23.09%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 カ月間の終値平均である 103.08 円から 30.15%のディスカウント、当該直近取引日までの 6 カ月間の終値平均である 133.00 円から 45.87%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員 3 名全員（うち社外取締役である監査等委員の数：3 名）から、T F A は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

②第 17 回新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である T F A に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 80 円（2026 年 10 月 28 日の終値）、当初行使価額（72 円※直前取引日の終値である 80 円から 10%ディスカウントした価格）当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレ

ト 2.014%)、ボラティリティ (58.28%) の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間 (2026 年 11 月 19 日から 2029 年 11 月 18 日まで) その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 60 円 (1 株当たり 0.6 円) と算定いたしました。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の 1 個の発行価額を当該評価額と同額の 60 円としました。

また、割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の終値から 10%ディスカウントの価額であります、その後の行使価額は、本新株予約権の修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の 90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である 40 円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の 50%に相当する金額で設定されております。当社は、かかる行使価額は、本新株予約権の発行規模や当社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると考えております。また、当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

なお、当初行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日である 2026 年 10 月 28 日の終値 80 円から 10%のディスカウント、となっております。また、本新株予約権の行使価額は本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 93.61 円から 23.09%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 カ月間の終値平均である 103.08 円から 30.15%のディスカウント、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 133.00 円から 45.87%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員 3 名全員 (うち社外取締役である監査等委員の数: 3 名) から、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、24,808,100 株 (議決権数 248,081 個) となり、2026 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 15,382,400 株 (議決権数 153,079 個) に対して、161.28% (議決権比率 162.06%) の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が 25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「3 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に充当することにより、まず当社における運転資金の充実及び事業資金の確保及び財務基盤の安定化を図っていくことで既存事業における更なる強化と新規事業への挑戦にもつながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えております。

2026 年 10 月 1 日にお知らせした中期経営計画の中で、2030 年に向けた転換の時期に差し掛かっており、第 16 回及び第 17 回の新株予約権の行使に伴う資金を活用することで今後の事業業績の向上の起点となると考えており、その後の中長期的な事業成長に基づく株価の上昇を目指すことで最終的に中長期保有を戦略とする既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 24,808,100 株を行使期間である 3 年間 (245 日/年営業日で計算) で売却するとした場合の 1 日当たりの数量 33,752 株となり、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高 447,505 株の 7.54%であり、これらの

売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを各割当先より口頭にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①Seacastle Singapore Pte.Ltd.

① 名 称	Seacastle Singapore Pte.Ltd.		
② 所 在 地	60 Paya Lebar Road #08-06 Paya Lebar Square Singapore 409051		
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 Tang Koon Heng		
④ 事 業 内 容	海運管理業務及びファイナンス		
⑤ 資 本 金	50,000 シンガポールドル		
⑥ 設 立 年 月 日	2006年11月9日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,000,000 株		
⑧ 決 算 期	12月末		
⑨ 従 業 員 数	5人		
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	DBS 銀行、OCBC 銀行		
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Tang Koon Heng 100%		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	単位：シンガポールドル（日本円：123円想定）		
決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純 資 産	178,454 (21,949千円)	187,272 (23,034千円)	161,926 (19,916千円)
総 資 産	5,906,368 (726,483千円)	5,936,530 (730,193千円)	5,848,599 (719,377千円)
1株当たり純資産	0.17 (20.91円)	0.19 (23.37円)	0.16 (19.68円)
売 上 高	564,188 (69,395千円)	697,280 (85,765千円)	—
営 業 利 益	24,188 (2,975千円)	8,828 (1,085千円)	—
経 常 利 益	△12,152 (△1,494千円)	8,828 (1,085千円)	△25,356 (△3,118千円)

当 期 純 利 益	△12,152 (△1,494 千円)	8,828 (1,085 千円)	△25,356 (△3,118 千円)
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△0.12 (△14.76 円)	0.01 (1.23 円)	△0.02 (△3.11 円)

(注) 本欄において別途時点を明記していない限り 2026 年 10 月 26 日現在におけるものであります。

②abc 株式会社

① 名 称	abc 株式会社		
② 所 在 地	東京都港区赤坂 4 丁目 9 番 17 号		
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 松田 元		
④ 事 業 内 容	金融サービス業 空間プロデュース事業 ゲーム事業		
⑤ 資 本 金	1,702,224 千円		
⑥ 設 立 年 月 日	2002 年 1 月 8 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	37,818,819 株		
⑧ 決 算 期	8 月末		
⑨ 従 業 員 数	331 人		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行		
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED 12.59% SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. 6.85% 東京短期株式会社 2.15% 楽天証券株式会社 1.67% GCM ホールディングス株式会社 1.34% 大和証券株式会社 1.08% 木村 雄幸 0.78% 施 北斗 0.78% 片田 朋希 0.75% 堀内 泰司 0.61%		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 (連 結)			
決 算 期	2025 年 3 月 期	2025 年 8 月 期	2026 年 8 月 期
純 資 産	2,795,390 千円	4,430,463 千円	1,090,344 千円
総 資 産	7,785,459 千円	9,031,927 千円	5,061,544 千円
1 株 当 たり 純 資 産	101.41 円	148.00 円	6 円 59 銭
売 上 高	3,311,839 千円	1,109,625 千円	2,603,446 千円
営 業 利 益	△2,616,876 千円	△922,394 千円	△3,088,380 千円
経 常 利 益	△3,400,725 千円	781,288 千円	△6,580,036 千円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る	△4,411,879 千円	526,527 千円	△7,816,880 千円

当 期 純 利 益			
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△337 円 58 銭	18 円 99 銭	△211 円 52 銭
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

(注) 1. 2025 年 6 月 30 日開催の第 24 回定時株主総会における決議により、決算期を 3 月 31 日から 8 月 31 日に変更したため、2025 年 8 月期は 5 か月間となっております。

2. (注)本欄において別途時点を明記していない限り 2026 年 10 月 15 日現在におけるものであります。

③KAY LEO BROTHERS LIMITED

名 称	KAY LEO BROTHERS LIMITED		
所 在 地	Suite 3, Global Village, Jivan' s Complex, Mont Fleuri, Mahe, Seychelles.		
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	DIRECTOR Rozliana Chu Binti Rozmee		
④ 事 業 内 容	有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務		
⑤ 資 本 金	100USD		
⑥ 設 立 年 月 日	2013 年 11 月 5 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	100 株		
⑧ 決 算 期	12 月末		
⑨ 従 業 員 数	0 名		
⑩ 主 要 取 引 先	該当事項はありません。		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	該当事項はありません。		
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Rozliana Chu Binti Rozmee 100%		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 (連 結) 単 位 : U S ド ル			
決 算 期	2023 年 12 月 期	2024 年 12 月 期	2025 年 12 月 期
純 資 産	9,496,207	2,101,391	5,779,644
総 資 産	9,496,207	2,101,391	5,779,644
売 上 総 利 益	—	759,346	5,895,134
営 業 利 益	△11,827	746,418	5,779,544
税 引 前 利 益	△723,889	1,636,482	5,779,544
当 期 利 益	△723,889	1,636,482	5,779,544

(注)

1. 本欄において別途時点を明記していない限り 2026 年 10 月 15 日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

割当先である Seacastle は、2025 年 7 月 17 日に取締役会決議された第三者割当による第 14 回新株予約権の引受先であります。

当社は、資金調達に関するフィナンシャル・アドバイザー業務を永田町リーガルに委託しており、同社とのフィナンシャル・アドバイザー契約に基づき、永田町リーガルが割当予定先との折衝窓口となって、本件資金調達に係る協議及び条件調整を行ってまいりました。

Seacastle との間では、当社株価が第 14 回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続し、同新株予約権による資金調達当初想定どおりに進捗していない状況を踏まえ、今後の資金調達手法等について、永田町リーガルを通じて協議を進めておりました。

当該協議・折衝の過程において、永田町リーガルから Seacastle に対し、当社の資金使途及び資金調達の必要性、希薄化の即時性を抑制しつつ計画的かつ柔軟な資金調達を可能とする行使価額変動型の新株予約権による第三者割当を基本方針としていること等を説明し、ファイナンスへの参加を打診いたしました。また、資本政策の機動性及び資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の第 14 回新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段へ切り替えることが合理的であるとの当社の考えを伝え、同社が保有する第 14 回新株予約権の取得についても打診いたしました。その結果、2026 年 6 月上旬、Tang Koon Heng 氏から、新株予約権であれば引受可能であること及び第 14 回新株予約権の取得に応じることが可能である旨の意向を確認いたしました。

当社としては、過去に当社の筆頭株主であった時期もあり、これまでも特段の問題なくやり取りをさせていただいていること、同社が当社普通株式を保有しており、当社の事業内容及び資本政策について一定の理解を有していること、また、同社が日本国内の上場企業株式への投資も行っている実績も総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

② abc 株式会社

当社は、資金調達に関するフィナンシャル・アドバイザー業務を永田町リーガルに委託しており、同社とのフィナンシャル・アドバイザー契約に基づき、永田町リーガルが割当予定先との折衝窓口となって、本件資金調達に係る協議及び条件調整を行っておりました。abc 社との間では、当社株価が第 14 回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続し、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していない状況を踏まえ、今後の資金調達手法等について、永田町リーガルを通じて協議を進めておりました。

当該協議・折衝の過程において、永田町リーガルから abc 社に対し、当社の資金使途及び資金調達の必要性、希薄化の即時性を抑制しつつ計画的かつ柔軟な資金調達を可能とする行使価額変動型の新株予約権による第三者割当を基本方針としていること等を説明し、ファイナンスへの参加を打診いたしました。また、資本政策の機動性及び資金調達手段の実効性を確保する観点から、現行の第 14 回新株予約権を維持するよりも、これを取得の上消却し、新たな資金調達手段へ切り替えることが合理的であるとの当社の考えを伝え、同社が保有する第 14 回新株予約権の取得について打診いたしました。その結果、2026 年 6 月上旬、abc 社の取締役副社長である片田朋希氏から、新株予約権であれば引受可能であること及び第 14 回新株予約権の取得に応じることが可能である旨の意向を確認いたしました。

当社としては、これまでも特段の問題なくやり取りをさせていただいていること、同社が当社普通株式を保有しており、当社の事業内容及び資本政策について一定の理解を有していること、また、同社が日本国内の上場企業株式への投資も行っている実績も総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

③ KAY LEO BROTHERS LIMITED

当社は、本第三者割当増資の実施に向けて割当予定先の選定を進める中、当社のフィナンシャル・アドバイザーである永田町リーガルより、KAY LEO BROTHERS LIMITED（以下「KAY LEO 社」といいます。）の紹介を受けました。KAY LEO 社は、海外において投資事業を展開している外国法人であり、当社は同社を本第三者割当増資の割当予定先として検討するに至りました。当社の事業方針及び本第三者割当増資の目的等について永田町リーガルの加陽氏より KAY LEO 社に説明を行っていただき、当社の今後の事業展開並びに本第三者割当増資の意義及び資金使途についてご理解をいただき、本第三者割当増資の引受けについてご賛同いただきました。また、当社において KAY LEO 社について確認を行ったところ、同社には上場会社が実施する第三者割当増資の引受け及びこれに係る払込みの実績があることを確認しております。

以上の経緯並びに KAY LEO 社のこれまでの第三者割当増資の引受実績及び払込実績、本第三者割当増資の目的及び資金使途に対する理解並びに引受けについての賛同等を総合的に勘案した結果、当社は、KAY LEO 社を本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

割当予定先である Seacastle 社は、新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の川倉代表取締役社長が、Seacastle 社の Director である Tang 氏に ZOOM によるミーティングで、口頭により確認しております。

② abc 株式会社

割当予定先である abc 社は、新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の川倉代表取締役社長が、abc 社の取締役副社長である片田朋希氏より、口頭により確認しております。

③ KAY LEO BROTHERS LIMITED

KAY LEO 社において、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、KAY LEO 社は、当社の経営権を目的としておらず、また、経営にも関与しない方針であり、本新株予約権の行使に関して、行使により取得した一定の株式数は保有するが、市場売却を行う旨を確認しております。本新株予約権の行使により取得する当社株式については、適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却する方針であることを口頭で確認しております。なお、KAY LEO 社が、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、当社の企業価値向上に伴う株式価値の向上を期待した投資を目的とするものであり、当社の経営支配又は経営方針に重大な影響を与えることを目的とするものではないことから、当該株式の保有目的は純投資目的としております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行の写し(2026年9月30日付)により、Seacastle 社としての運用資金が合計 200 百万円を超える残高を現時点で保有していることを確認しております。なお、Seacastle 社における運用資金は流動性が高く、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっても即時に動かせる運用資金であることを同社の Director である Tang 氏より伺っております。本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を Tang 氏より当社の代表取締役である川倉が口頭にて確認しております。

② abc 株式会社

当社は、割当予定先から提出を受けた 2026 年 10 月 22 日付の銀行口座の写し及び 10 月 22 日付の証券会社の約定明細を入手したところ、abc 株式会社の自己資金である現預金 67 百万円を保有していることを確認し、本新株予約権の払込みに要する資金が確保されていることを確認しております。また本新株予約権の行使に係る資金全額については、2026 年 10 月 22 日の時

点では総額は確保されておりませんが、abc 株式会社 管理本部副本部長の谷井氏より当社経営企画部部長の高士が全額 abc 株式会社が自己資金で用意する旨をヒアリングし、その旨のコメントを電子メールで受け取るとともに、その旨を記載した確約書を abc 株式会社より受領し、確認しております。

③ KAY LEO BROTHERS LIMITED

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行の写し(2026 年 10 月 17 日付)により、KAY LEO BROTHERS LIMITED から、本第三者割当の払込みに要する資金を、手元現預金により賄うことを確認しております。また、本新株予約権の行使にあたって必要となる資金の総額には満たないものの、同社は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、市場環境を勘案しつつ段階的に売却することで資金を回収し、その回収資金を原資として継続的に新株予約権の行使を行うことを予定しており、当社としては、当該方針に基づき一定の行使が行われる蓋然性は相応に認められるものと判断しております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、割当予定先であるシンガポール法人(以下、「割当予定先等」という。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。なお、Seacastle Asset Management Pte.Ltd. が運用を行うファンドにおいては、ファンドの出資者はファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できておりませんが、出資者が反社会的勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンスにて確認をしており、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録をしていることから確認をしております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

② abc 株式会社

当社は、割当予定先である abc 株式会社が、2025 年 12 月 12 日付のコーポレートガバナンス報告書 IV 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」との記載を確認しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

③ KAY LEO BROTHERS LIMITED

当社は、割当予定先であるセーシエル法人(以下、「割当予定先等」という。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年10月29日現在）	
株式会社SBI証券	2.06%
株式会社木村海苔	1.84%
大橋 誠	1.77%
MTM Capital株式会社	1.74%
株式会社FD	1.74%
星山 崇行	1.47%
株式会社SBIネオトレード証券	1.42%
PHILLIP SECURITIES	1.34%
井上 有樹	1.10%
J Pモルガン証券株式会社	1.09%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2026年9月30日時点の株主名簿を基準としております。上記の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本件による当社業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、業績見通しが判明次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、24,808,100株（議決権数 248,081 個）となり 2026年9月30日現在の発行済株式総数 15,382,400株（議決権数 153,079 個）に対して、161.28%（議決権比率 162.06%）の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前述のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

- (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である李 哲芝氏（荒木町法律事務所 弁護士）、大谷龍生氏（当社社外監査等委員、日比谷見附法律事務所 弁護士）、佐々木 健郎氏（当社社外監査等委員、公認会計士）、の3名によって構成される第三者

委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年10月28日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

意見書

株式会社イメージワン 御中

令和8年10月28日

第三者委員会

委員	李	哲	芝
委員	大	谷	龍
委員	佐	々	木
		健	郎

第1 総論

1 本意見書の目的

本意見書は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場の上場会社である株式会社イメージワン(以下「貴社」という。)が実施を予定する、第三者割当てによる第16回新株予約権の発行(以下「第16回新株予約権発行」という。)及び第三者割当てによる第17回新株予約権の発行(以下「第17回新株予約権発行」といい、第16回新株予約権の発行及び第17回新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」という。)につき、本第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権の希薄化率が25%を超えることから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条第1号・同施行規則第435条の2の定めに従い「経営者から一定程度独立した者」らにおいて第三者委員会(以下「当委員会」という。)を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を述べることを目的とする。

本意見書は、貴社において、本第三者割当の意思決定を行うための参考・補助資料として作成されるものであり、同目的以外に利用することは予定されておらず、適当ではない。

2 当委員会を構成する委員の適格性について

委員 李 哲芝(弁護士)

委員 大谷 龍生(貴社社外取締役・監査等委員、弁護士)

委員 佐々木 健郎(貴社社外取締役・監査等委員、公認会計士)

上記委員の李哲芝は、貴社及び貴社経営者との取引はなく、貴社「経営者から一定程度独立した者」に該当する。また、上記構成委員の大谷龍生及び佐々木健郎は社外取締役・監査等委員であることから、いずれも貴社「経営者から一定程度独立した者」に該当する。

3 本意見書の作成方法について

本意見書は、貴社から開示された資料及びヒアリング対象者に対して行った質疑応答に基づき作成されたものであり、貴社から提供された資料、情報がすべて正確であり、資料等の提供日以降も変更されていないことを前提とする点を留意されたい。

第2 本第三者割当の概要について

1 第16回新株予約権発行の概要

取締役会決議日(予定) 2026年10月29日

割当日 2026年11月18日

払込期日 2026年11月18日

割当先 Seacastle Singapore Pte. Ltd(以下「Seacastle」という。):181,415個

abc株式会社(以下「abc」という。):17,000個

新株予約権の総数 198,415個(新株予約権1個につき100株)

発行価額 総額16,071,615円(新株予約権1個当たり81円)

行使価額 72円

行使価額の総額 1, 428, 588, 000円

行使期間 2026年11月19日から2029年11月18日まで

資金調達の総額 1, 444, 659, 615円

2 第17回新株予約権発行の概要

取締役会決議日（予定） 2026年10月29日

割当日 2026年11月18日

払込期日 2026年11月18日

割当先 KAY LEO BROTHERS LIMITED（以下「KAY LEO」という。）：49, 666個

新株予約権の総数 49, 666個（新株予約権1個につき100株）

発行価額 総額2, 979, 960円（新株予約権1個当たり60円）

行使価額 当初72円

2026年11月18日（同日を含む。）以後、2026年11月20日を初回とし、その後2週間ごとの金曜日（当該日が取引日でない場合には、その翌取引日。以下「修正日」という。）に、当該修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における貴社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が40円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

行使価額の総額 357, 595, 200円

ただし、全ての新株予約権が当初行使価額（72円）で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正等された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。

行使期間 2026年11月19日から2029年11月18日まで

資金調達の総額 360, 575, 160円（行使価額72円で算出）

3 本第三者割当による希薄化率

本第三者割当に伴い増加する潜在株式数に係る議決権数は、248, 081個（24, 808, 100株）となり、本日現在の発行済株式総数に係る議決権数153, 079個（15, 382, 400株（自己株式を含む））に対して議決権比率162.06%の希薄化が生じることになる。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第1号・同施行規則第435条の2の定めに基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要する。

第3 調査結果及び結論に至る理由

1 結論要旨

本第三者割当には必要性及び相当性のいずれも認められる。

2 本第三者割当の必要性

（1）貴社の事業内容及び事業環境

貴社は、医療・ヘルスケア領域及び地球環境領域を中心に、画像処理、ソフトウェア、計測・解析等のソリューション事業を展開してきた。創業以来培ってきた画像処理技術、医療機関向けシステム・サービスの提供実績、並びに地理空間情報・環境関連ソリューションに係る知見を基礎として、既存事業の収益力向上に加え、医療DX、医療AI、新規ヘルスケア領域

等の成長分野への展開を進めている。

この点、貴社を取り巻く事業環境として、ヘルスケアソリューション事業では、医療ICTの進展に加え、医療情報システムのサイバーセキュリティ対策やBCP対応の重要性が高まっており、PACS、電子カルテ、診療情報統合システム等の高度化及び安定運用に対する需要が拡大している。また、貴社は2026年7月に株式会社プリズム・メディカルを完全子会社化し、同年8月から開発環境の統合・集約、PACSの機能強化、医療情報統合システムの機能開発及びサポート体制の強化を進めており、ヘルスケアソリューション事業の収益基盤強化に取り組んでいる。

しかし、いずれについても、いまだ貴社の収益力を安定化させる状況に至っているとはいえない状況にある。

(2) 貴社の財務状況

貴社は前期(2025年9月期)において、売上高866,599千円、営業損失410,383千円、経常損失447,838千円、純損失559,333千円を計上したところ、2026年9月期第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)における貴社の業績としては、売上高433,853千円(前年同期比41.2%減)、営業損失386,104千円、経常損失509,197千円、四半期純損失377,225千円を計上している。また前事業年度末(2025年9月末)における総資産は1,392,535千円、純資産は717,698千円、現金及び預金は562,690千円であったところ、2026年6月30日現在の総資産は1,591,523千円、純資産は895,531千円、現金及び預金は620,694千円となっている。貴社の純資産は前事業年度末から増加しているものの期首より医療IT商材の新規需要の減少や再生可能エネルギー関連案件での収益確保の未達、また一部新規事業の見直しに伴う費用等により、営業損失が継続しているとのことである。また2026年7月以降は、子会社の取得及び新設法人立ち上げに伴う投資、既存の出資契約に基づくファンドへの出資並びに既存事業及び新規事業の運営に伴う支出等により、同年8月末時点で現金及び預金においては減少しているところ、M&Aによる子会社の取得後の体制構築や新設法人の収益化まで当面は資金需要が見込まれることから、貴社としては今後も既存事業の運営に必要な資金を確保するとともに、既存の出資契約に基づくキャピタルコールへの対応や、システム開発、新規事業の研究開発及びM&A等の成長投資を進める必要があることから、収益基盤の再構築に加え、事業運営に必要な資金と成長投資に充当する資金を確保することが重要な経営課題であると認識しているとのことである。

上記のとおり、前事業年度末(2025年9月末)と比して純資産は増加をしているものの、前年同期と比して売上高を大幅に減少させ、前期を上回る比率での営業損失を計上していることに加え、資金需要に関する貴社の説明も合理的なものであり、抜本的な収益基盤の早急な再構築と事業活動及び成長投資を安定的に支える財務基盤の確保が喫緊の経営課題である旨評価することができる。

なお貴社は、2025年7月17日付けで第14回新株予約権の発行として新株予約権100,805個の発行を決議しているところ、第14回新株予約権については、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が想定していた権利行使による資金調達十分に進捗していない点を踏まえ、2026年6月25日開催の取締役会において、残存する第14回新株予約権79,243個全てを取得するとともに、取得後直ちに消却する旨を決議した。従って、貴社は第14回新株予約権の発行によっても、予定していた資金調達を十分に行うことができていない。

このような状況下において、貴社が、資金調達を行うことなく、既存事業や新規事業を推進し、財務状況を健全化させる体制を構築することは極めて困難であるといえる。

(3) 小括

上記状況において、貴社が、本第三者割当によって調達を予定している規模の資金を後記「資金使途」所定の各目的に投入することで、既存事業や新規事業を推進し財務状況を健全化させる体制を構築するためには、資金調達の必要性が認められる。

3 本第三者割当の相当性

(1) 発行条件の相当性

① 第16回新株予約権発行

ア 新株予約権の発行価額について

貴社は、第16回新株予約権発行に係る新株予約権の発行価額（新株予約権1個当たり81円。なお、新株予約権1個につき100株。）について、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢元）（以下、「TFA」という。）に依頼し、新株予約権の価値算定報告書を取得している。

TFAは上記評価報告書において、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに貴社の上記新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価80円（2026年10月28日の終値）、行使価額（72円※直前取引日の終値である80円から10%ディスカウントした価額）、ボラティリティ（58.28%）、リスクフリーレート（2.014%）、配当率（0.0%）、市場リスクプレミアム（9.5%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年11月19日から2029年11月18日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、上記新株予約権1個の払込金額を81円（1株当たり0.81円）と算定した。

上記算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者評価機関であるTFAが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記変数等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いたものであることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、TFAは、貴社と継続的な取引関係は無く、貴社経営陣から一定程度独立していると認められる。

イ 新株予約権の行使価額について

第16回新株予約権発行に係る新株予約権の行使価額（1株当たり72円）については、割当予定先と協議の上、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年10月28日）の東証における貴社普通株式の終値80円に0.9を乗じた金額であり、同日までの1か月間の終値平均値93.61円に対して23.09%のディスカウント、同3か月間の終値平均値103.08円に対して30.15%のディスカウント、同6か月間の終値平均値133.00円に対して45.87%のディスカウントとなっている。

上記の点に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」という。）によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされている。この点、第16回新株予約権発行に係る行使価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に0.9を乗じた金額とされており、日証協指針に適合している。また、同日までの適当な期間における各平均値との関係では、上記3つ全てが10%を超えるディスカウントとなっているが、貴社においては大幅な売上高の減少を受け抜本的な収益基盤の早急な再構築と事業活動及び成長投資を安定的に支える財務基盤の確保が喫緊の経営課題となっている状況にあり、且つ、貴社の第14回新株予約権について、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた権利行使による資金調達が進捗しなかったことからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある旨評価することができる。

従って、第16回新株予約権発行の行使価額（72円）が不合理であるとまでは認められない。

ウ 小括

以上のとおり、第16回新株予約権発行に係る新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

② 第17回新株予約権発行

ア 新株予約権の発行価額について

貴社は、第17回新株予約権発行に係る新株予約権の発行価額（新株予約権1個当たり60円。なお、新株予約権1個につき100株。）について、第三者評価機関であるTFAに依頼し、新株予約権の価値算定報告書を取得している。

TFAは上記評価報告書において、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに貴社の上記新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価80円（2026年10月28日の終値）、当初行使価額（72円※直前取引日の終値である80円から10%ディスカウントした価額）、ボラティリティ（58.28%）、リスクフリーレート（2.014%）、配当率（0.0%）、市場リスクプレミアム（9.5%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年11月19日から2029年11月18日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、上記新株予約権1個の払込金額を60円（1株当たり0.6円）と算定した。

上記算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者評価機関であるTFAが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記変数等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いたものであることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、TFAは、貴社と継続的な取引関係は無く、貴社経営陣からの一定程度独立していると認められる。

イ 新株予約権の行使価額について

第17回新株予約権発行に係る新株予約権の当初行使価額（1株当たり72円）については、割当予定先と協議の上、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年10月28日）の東証における貴社普通株式の終値80円に0.9を乗じた金額であり、同日までの1か月間の終値平均値93.61円に対して23.09%のディスカウント、同3か月間の終値平均値103.08円に対して30.15%のディスカウント、同6か月間の終値平均値133.00円に対して45.87%のディスカウントとなっている。

上記の点に関し、第17回新株予約権発行に係る行使価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に0.9を乗じた金額とされており、日証協指針に適合している。また、同日までの適当な期間における各平均値との関係では、上記3つの全てが10%を超えるディスカウントとなっているが、上記「第2の2（2）」において述べたとおり、貴社においては大幅な売上高の減少を受け抜本的な収益基盤の早急な再構築と事業活動及び成長投資を安定的に支える財務基盤の確保が喫緊の経営課題となっている状況にあり、且つ、貴社の第14回新株予約権について、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた権利行使による資金調達が十分に進捗しなかったことからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある旨評価することができる。

第17回新株予約権発行は行使価額修正条項付新株予約権の発行であり、修正後行使価額については、修正日以降、修正基準日又はその直前の東証における貴社普通株式の終値の90%に相当する修正基準日価額に修正されるところ、この修正基準日は修正日の属する週の前週の最終取引日であるため、修正基準日から修正日までの期間に価格変動が生じる可能性を否定できないが、その期間が長くても約9日間と短く定められるこ

とにより、その可能性が相当程度低くなるように設計されている。

また貴社は、東証有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、割当予定先との間で、原則として単一暦月中に割当予定先が新株予約権を行使することにより取得される株式数が払込日時点における貴社の上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分の新株予約権の行使を行わせないこと（以下「制限超過行使」という。）、割当予定先は所定の適用除外の場合を除き制限超過行使に該当する新株予約権の行使を行わないことに同意し、新株予約権の行使にあたっては予め貴社に対して新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先は新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、貴社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも貴社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させることを内容とする新株予約権割当契約を締結予定とのことである。従って、割当予定先又は同社からの譲渡先による新株予約権の行使が短期間に過度に集中することを一定程度抑制できる設計となっている。

さらに、修正後行使価額の算出結果が下限行使価額40円を下回る場合には、下限行使価額が修正後行使価額となるところ、これは、新株予約権発行決議日の直前取引日の東証における貴社普通株式の終値の50%であり、かつ、修正基準日又はその直前の東証における貴社普通株式の終値の90%相当額を上回る価額となるように設計されている。そのため、修正後行使価額が不合理であるとは認められない。

従って、第17回新株予約権発行の行使価額が不合理であるとは認められない。

ウ 小括

以上のとおり、第17回新株予約権発行に係る新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(2) 他の資金調達方法との比較

① 比較検討対象たる他の資金調達方法

貴社においては、本第三者割当による資金調達を検討するにあたり、新株予約権の発行以外の資金調達方法として、金融機関等からの借入れ、新株式発行による増資（公募増資、株主割当増資、第三者割当）、社債（転換社債型新株予約権付社債（C B）や転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（M S C B）を含む。）の発行、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）等の手法を比較検討した結果、新株予約権の発行が最も目的の且つ相当な資金調達方法である旨判断したとのことである。

② 間接金融による資金調達について

まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、貴社の現在の財務状況を踏まえると、金融機関等からの間接金融によって貴社の資金需要に応じた資金調達を実施することは相当困難であると思われる。また間接金融による資金調達は金利の負担が生じる上、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、財務の健全性維持の観点においても、新株予約権の発行と比して相当ではないと評価することができる。

③ 直接金融による資金調達について

次に、直接金融による資金調達に関し、公募増資及び株主割当増資の各方法については参加率が不透明であり、調達金額が不透明となるおそれがあるし、新株式の発行については、公募増資、株主割当増資及び第三者割当の各方法のいずれの方法においても、1株当たりの利益及び資産の希薄化が一度に発生して株価への影響が大きくなる可能性がある。

また、社債については、貴社の債務として財務基盤を損なうとともに、償還時点で必要となる多額の資金を確保できるかどうか不透明であるという懸念が生ずることになる。転換社債型新株予約権付社債（C B）の場合も、株価の下落等により転換が進まない場合には同様の懸念があり、転換価額修正条項付きとしても（M S C B）、転換の完了まで交付される株式総数が確定せず、希薄化が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく

なることが懸念される。

さらに、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）については制度上の煩雑さやコストの観点もあり本邦においては一般的な資金調達の方法としての地位を有していない。

以上のとおり、新株式発行による増資（公募増資、株主割当増資、第三者割当）、社債（転換社債型新株予約権付社債（ＣＢ）や転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（ＭＳＣＢ）を含む。）の発行、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）等の手法は、現状の貴社による資金調達方法としては、新株予約権の発行と比して相当ではないものと思われる。

④ 新株予約権の発行について

本第三者割当に係る新株予約権の発行は、特定の割当予定先との間で協議・調整を経たものであるため、資金調達の実現性が他の資金調達方法と比しても比較的高い。また、新株予約権の行使は段階的に行われることが期待されるため、貴社が継続的に資金を調達できることが期待される一方、貴社既存株主に対しても、希薄化が段階的に進み、株価への影響を一定程度抑えられる点で配慮がなされているといえる。

なお、貴社は、２０２５年７月１７日付けで第１４回新株予約権の発行として新株予約権１００，８０５個の発行を決議してはいるものの、２０２６年６月２５日開催の取締役会において残存する第１４回新株予約権７９，２４３個全てを取得するとともに取得後直ちに消却する旨を決議しており、第１４回新株予約権の発行による資金調達はできないこととなる。

⑤ 小括

以上のとおり、他の資金調達方法と比しても、本第三者割当に係る新株予約権の発行は、資金調達の手法として相当であると評価することができる。

（３）資金使途の合理性（調達金額の妥当性）

① 本第三者割当により調達する資金の額

ア 第１６回新株予約権発行

新株予約権の発行：１６，０７１，６１５円

新株予約権の行使：１，４２８，５８８，０００円

イ 第１７回新株予約権の発行

新株予約権の発行：２，９７９，９６０円

新株予約権の行使（行使価額７２円の場合）：３５７，５９５，２００円

ウ 払込金額の総額（上記ア及びイの合計額）：１，８０５，２３４，７７５円

エ 発行諸費用の概算額：６８，７３６，０４３円

[内訳]

資本金の増加の登記にかかる登録免許税等：８，２２９千円

新株予約権の算定費用２，５００千円

有価証券届出書等作成支援費用２，０００千円

弁護士費用１，０００千円

外部調査機関に対する割当先の信用調査費用：８５０千円

永田町リーガルアドバイザー株式会社（所在地：東京都千代田区平河町二丁目１６番２号、代表者：加陽麻里布 以下「永田町リーガルアドバイザー」という。）に対する割当予定先の紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費：５４，１５７千円

オ 差引取得概算額（上記ウとエの差額）：１，７３６，４９８，７３２円

② 資金使途概論

貴社からは、本第三者割当によって調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期について、以下のとおり説明を受けている。

ア 貴社グループ運転資金

７００，０００，０００円（２０２６年１１月～２０２７年８月）

- イ アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL. P. への出資資金
120,000,000円(2026年11月～2027年1月)
- ウ 子会社における新規事業研究開発費及び研究開発発表資金
350,000,000円(2026年11月～2029年11月)
- エ ヘルスケア事業部システム開発費用及びマーケティング費用
100,000,000円(2026年11月～2029年11月)
- オ 出資及び投資を含むM&A資金
466,000,000円(2026年11月～2029年11月)
- カ 上記アないしオの合計額
1,736,000,000円

③ 各資金使途の検討

- ア 貴社グループ運転資金(700,000,000円)

上述のとおり、貴社は前期(2025年9月期)において、売上高866,599千円、営業損失410,383千円、経常損失447,838千円、純損失559,333千円を計上したところ、2026年9月期第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)における貴社の業績としては、売上高433,853千円(前年同期比41.2%減)、営業損失386,104千円、経常損失509,197千円、四半期純損失377,225千円を計上している。また前事業年度末(2025年9月末)における総資産は1,392,535千円、純資産は717,698千円、現金及び預金は562,690千円であったところ、2026年6月30日現在の総資産は1,591,523千円、純資産は895,531千円、現金及び預金は620,694千円となっている。

上記の貴社の財務状況を踏まえると、抜本的な収益基盤の早急な再構築と事業活動及び成長投資を安定的に支える財務基盤の確保が喫緊の経営課題であるところ、これらの課題を克服するための運転資金が不足している状況と評価することができる。貴社においては、上記目的を達成するため、貴社グループの販売費及び一般管理費(人件費400百万円、本社家賃75百万円、訴訟関連費用として160百万円、その他等65百万円)に充当予定とのことである。この内、2024年から2025年の期間において貴社IR等において開示がなされているとおり、現在貴社を被告又は共同被告の一とする金銭請求訴訟が複数係属しているところ、訴訟関連費用として160百万円程度を充当予定であるとのことである。またシステム改修も予定しており、その主な内容としては、業務効率化に向けた社内ITシステムの構築・改修、事業規模拡大に伴う業務効率化およびセキュリティ体制の強化を目的とした社内ITシステム(基幹システム、情報共有ツール等)の構築・改修、及びサーバー等のインフラ整備費用であるとのことである。

上記のとおり、本第三者割当によって調達する資金の内700,000,000円を、上記目的により貴社グループの運転資金に充当することは、貴社の事業活動を継続し、収益基盤の再構築と財務基盤の確保を目的とした運転資金として合理的であると評価することができる。

- イ アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL. P. への出資資金(120,000,000円)

貴社の説明によれば、貴社は、2023年1月31日にアリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL. P. (以下「本ファンド」という。)と出資契約を締結したところ、本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、貴社の出資コミットは3,000,000米ドルである中、貴社はこれまでに2,250,000米ドルを出資しているとのことである。

本ファンドは主としてイスラエルのスタートアップ企業(医療、企業向けソフトウェア、Eコマース、AI関連企業等)と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジー(医療技術、サイバーセキュリティ、AI等)に投資を行うケイマン

籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドである。貴社は本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的かつ費用をかけずに得られることになり、さらに必要に応じて、その中から貴社グループの事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になる。一方で、仮にこれらの情報を現地に駐在員事務所を開設して収集しようとするれば、毎年数千万円単位で費用が発生するとのことである。

本ファンドのキャピタルコールの未実行額750,000米ドルの実行時期については未定だが、これまでのキャピタルコールの実績（金額と期間）を考慮すると、今後約3か月で実行される可能性があるため、これに対する追加の出資を行なうとのことである。

上記各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該追加出資について金額が具体的に見込まれているため、本第三者割当によって調達する資金の内120,000,000円を、上記目的によりアリストゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P.

（ファンド）への出資資金として充当することは合理的であると評価することができる。
ウ 子会社における新規事業研究開発費及び研究開発発表資金（350,000,000円）

貴社の説明によると、貴社は、2026年3月より、2nd SKIN LABS Inc. がサイモンフレーザー大学のWear Tech Labsと実施するスマートテキスタイル（機能性繊維・素材）の共同研究を支援しており、本共同研究では、光や熱に応答する独自の「Responsive Yarn（応答型繊維）」を用いた製品について、生体への影響やアクティブレスト（休息で身体のコンドিশョンを整える考え方）に係る効果等を科学的に検証する取り組みを進めているとのことである。

上記取り組みを踏まえ、貴社は、2026年6月26日開催の取締役会において、2nd SKIN LABS Inc. が実施する第三者割当増資を引き受けることによる同社株式の取得を決議し、その後、同年7月に同社株式の51.0%を取得して子会社化している。また、2nd SKIN LABS Inc. が有する技術・素材の日本国内における事業展開を担う法人として、株式会社ENERGY SKIN JAPANを2026年7月1日付で設立している。

2nd SKIN LABS Inc. は、スポーツパフォーマンス、リカバリー及び医療用途向けのミネラル配合高機能テキスタイルや、外部電源を必要としないスマートウェアラブルの開発・商業化を進めており、株式会社ENERGY SKIN JAPANは、これらの技術・素材を活用した日本国内での事業展開を担っており、両社の間に資本関係は存在しないものの、いずれも貴社の子会社として、それぞれが有する技術・知見等を活用しながら、医療・ヘルスケア分野をはじめとする新たな事業機会につなげることを企図しているとのことである。

具体的な資金使途としては、2nd SKIN LABS Inc. における研究及び研究発表費用に110百万円、医療認可の取得に係る費用に30百万円、製品等の開発費用に80百万円、知的財産権の取得・管理及び各種資格の取得等に係る費用に30百万円、株式会社ENERGY SKIN JAPANにおける研究及び研究発表費用に95百万円、医療認可の取得に係る費用に3百万円、製品等の開発費用に1百万円、知的財産権の取得・管理及び各種資格の取得等に係る費用に1百万円を充当する予定とのことであり、本資金を活用し、両社における研究開発の推進、製品化に向けた取り組み及び事業展開に必要な基盤整備を進め、機能性素材及びスマートウェアラブルに関連する事業の成長につなげることを企図しているとのことである。

上記各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該追加出資について金額が具体的に見込まれているため、本第三者割当によって調達する資金の内350,000,000円を、上記子会社における新規事業研究開発費及び研究開発発表資金として充当することは合理的であると評価することができる。

エ ヘルスケア事業部システム開発費用及びマーケティング費用（１００，０００，０００円）

貴社の説明によれば、貴社のヘルスケアソリューション事業では、PACS（医療画像管理システム）、電子カルテ、RIS（放射線科情報システム）、読影レポートシステム、統合画像・文書管理システム等の医療機関向けシステムの販売、導入及び保守を行っているところ、医療機関においては、業務効率化や医療従事者の負担軽減に加え、医療情報の適切な管理、サイバーセキュリティ対策、BCP対応等の重要性が高まっており、医療情報システムについても継続的な機能強化及び高度化が求められており、貴社としても、既存製品の競争力向上及び医療DX領域における事業基盤の強化を重要な施策として位置付けているとのことである。

また、貴社は２０２６年７月１４日付「株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、PACS及び健診システム等の開発・販売を行う株式会社プリズム・メディカルの全株式を取得し、完全子会社化したところ、同社とは従前からOEM契約を通じてPACSの開発、販売及び保守において連携しており、子会社化により、従来社外にあった開発機能をグループ内に取り込み、開発・販売・保守を一体的に行う体制の構築を進めているとのことである。２０２６年８月には、両社の開発環境の統合・集約及びサポート体制の強化に着手しており、顧客である医療機関から得られる要望を製品開発へ迅速に反映できる体制を整備することで、製品競争力及び顧客満足度の向上を図っているとのことである。

本第三者割当によって調達する資金については、株式会社プリズム・メディカル製品の健診システム・診療情報統合システム等のバージョンアップ及び販売促進に４０百万円、展示会・学会等のマーケティング費用に２０百万円、Connectio RIS／Report等の既存製品の機能強化、バージョンアップ及びカスタマイズに４０百万円を充当する予定とのことである。具体的には、PACSの機能強化及びクラウド対応、医療情報統合システム等の新機能開発、既存システムの改良、開発環境の統合並びにセキュリティ・BCP機能の強化等を進めるとともに、展示会・学会等を通じた製品の認知度向上及び販売促進に取り組むことに加え、既存製品の機能改善や顧客ニーズに応じたカスタマイズを進め、製品競争力の向上を図るとのことである。貴社は上記の各取り組みを通じて、医療機関の業務効率化及び医療情報の利活用を支援し、販売機会の拡大とヘルスケアソリューション事業の収益基盤の強化及び中長期的な成長につなげることを企図しているとのことである。

上記各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該追加出資について金額が具体的に見込まれているため、本第三者割当によって調達する資金の内１００，０００，０００円を、ヘルスケア事業部システム開発費用及びマーケティング費用として充当することは合理的であると評価できる。

オ 出資及び投資を含むM&A資金（４６６，０００，０００円）

貴社の説明によれば、貴社は、現在のプロダクト（医療画像データシステムPACS及び経営管理システムONE Viewer）を最大限に有効活用し、事業シナジーの拡大に向けて、積極的なM&Aを推進するとのことである。この点、貴社は、ヘルスケアソリューション事業分野で画像データシステムの開発、経営状態を可視化するシステムの開発などの自社においてシステムを開発してきた強みがあると考えており、より強固なものとするべく物流関連業界などの他業界にも精通したシステム開発会社の買収、主力のヘルスケアソリューション事業の取扱い品目を増やし、貴社取引先への新たな商材の販売促進を行うべく医療機器販売卸事業者等の買収を進めるとのことである。

候補先のソーシングについては初期的には貴社役員陣の人的つながりを優先的に検討しているが、必要に応じては仲介会社の利用も検討しており、現時点において決定

した案件はないものの、複数社の案件について検討を行っており、その全案件では15億円を超える金額規模であるが、資金調達範囲内において優先度に応じて案件を進めていくことを予定しているとのことである。

上記各説明について不自然、不合理な点は見当たらないことに加え、M&Aは案件の発生タイミングが不確実であるため、即応可能な資金をあらかじめ確保しておくことが重要であり、資金を事前に有していることで、競合他社に先駆けた交渉や買収対象企業・金融機関等からの信頼獲得にもつながり、結果として案件成約の可能性を高める効果が期待される。また案件の検討段階においても、デューデリジェンス費用、外部専門家（FAや弁護士）への報酬、社内体制整備費用など、初期投資が必要となるため、現時点での資金調達が必要であるとの貴社の説明についても、不自然、不合理な点は見当たらない。

従って、本第三者割当によって調達する資金の内466,000,000円を、出資及び投資を含むM&A資金として充当することは合理的であると評価できる。

カ 小括

以上のとおり、貴社の説明を前提とする限り、本第三者割当により調達する資金の用途には合理性が認められ、調達金額も妥当であると評価することができる。

(4) 割当予定先の相当性

① Seacastle（第14回新株予約権発行に係る割当予定先）

ア 選定理由

貴社の説明によると、Seacastleは、海運業やファイナンス業を行っているシンガポール法人であるところ、同社は、これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があることである。またSeacastleは、2025年7月17日に取締役会決議された第三者割当による第14回新株予約権の引受先であるとのことである。

貴社は、Seacastleとの間で、貴社株価が第14回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していない点について協議を行っており、Seacastleに対してファイナンスへの参加を要請するとともに、資本政策の機動性及び資金調達手段の実効性を確保する観点から、同社が保有する第14回新株予約権発行に係る新株予約権を取得の上で消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、打診をしたとのことである。そうしたところ、2026年6月上旬、SeacastleのDirectorであるTang Koon Heng氏から新株予約権であれば引受可能である旨及び第14回新株予約権の取得について可能である旨の意向を確認したとのことである。

貴社は、Seacastleとの友好的な協議の上、第14回新株予約権発行に係る新株予約権の取得及び消却が可能となったこと、SEACASTLEより改めて大規模な新株予約権の第三者割当に応じる旨の意向が示されたこと、同社が過去に貴社普通株式を保有していたこともあり、貴社の事業内容および資本政策について一定の理解を有していること、同社が日本国内の上場企業株式への投資も行っている実績も総合的に勘案し、割当先として選定したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

イ 反社会的勢力等への非該当性

貴社は、Seacastleが反社会的勢力等に該当するかについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小板橋仁。以下「リスクプロ」という。）に調査を依頼し、同社から、Seacastle、その役員、関係企業、その役員等について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。一方で、Seacastle Asset Management Pte. Ltd. が運用を行うファンドにおいての出資者については、ファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できていないが、出資者が反社会勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンスにて確認をして

おり、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録をしているとのことである。そこで、貴社は、これらの結果についての確認書を株式会社東京証券取引所に提出しているとのことである。

ウ 保有方針

Seacastleの保有方針について、同社は、本第三者割当について純投資を目的としており、第16回新株予約権発行に係る新株予約権の行使により受けることとなる貴社普通株式について、保有期間は短期であるが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨を、川倉氏がSeacastleのDirectorであるTang氏からZOOMによるミーティングで口頭により確認しているとのことである。そのため、Seacastleを割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

② abc（第16回新株予約権発行に係る割当予定先）

ア 選定理由

abcは、2025年7月17日に取締役会決議された第三者割当による第14回新株予約権の引受先である。

貴社は、abcとの間で、貴社株価が第14回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していない点について協議を行っており、abcに対してファイナンスへの参加を要請するとともに、資本政策の機動性及び資金調達手段の実効性を確保する観点から、同社が保有する第14回新株予約権発行に係る新株予約権を取得の上で消却し、新たな資金調達手段への切替えを図ることが合理的であると判断し、打診をしたとのことである。そうしたところ、2026年6月上旬、abcの取締役副社長である片田朋希氏から新株予約権であれば引受可能である旨及び第14回新株予約権の取得について可能である旨の意向を確認したとのことである。

貴社は、abcとの友好的な協議の上、第14回新株予約権発行に係る新株予約権の取得及び消却が可能となったこと、ABCより改めて新株予約権の第三者割当に応じる旨の意向が示されたこと、貴社の事業内容および資本政策について一定の理解を有していること、同社が日本国内の上場企業株式への投資も行っている実績も総合的に勘案し、割当先として選定したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

イ 反社会的勢力等の非該当性

abcは、2025年12月12日付のコーポレートガバナンス報告書「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」と記載して公表している。さらに、貴社は、abcが「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることをabcからのヒアリング等により確認しているとのことである。

ウ 保有方針

abcの保有方針について、同社は、本第三者割当について純投資を目的としており、第16回新株予約権発行に係る新株予約権の行使により受けることとなる貴社普通株式について、保有期間は短期であるが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨を、川倉氏がabcの取締役副社長である片田朋希氏より、口頭により確認するとともに確約書を取得しているとのことである。そのため、abcを割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

③ KAY LEO（第17回新株予約権発行に係る割当予定先）

ア 選定理由

貴社の説明によると、貴社は本第三者割当の実施に向けて割当予定先の選定を進める中、貴社のフィナンシャル・アドバイザーである永田町リーガルより、海外において投資事業を展開している外国法人であるKAY LEOの紹介を受け、割当予定先として検討するに至ったとのことである。貴社の事業方針及び本第三者割当増資の目的等について永田町リーガルを通じてKAY LEOに説明を行い、貴社の今後の事業展開並びに本第三者割当増資の意義及び資金使途に関する理解を得ることができ、本第三者割当の引受けについて承諾を得たとのことである。また貴社においてKAY LEOについて確認を行ったところ、同社には上場会社が実施する第三者割当増資の引受け及びこれに係る払込みの実績があることを確認しているとのことである。

以上を踏まえ、貴社はKAY LEOを本第三者割当増資の割当予定先として選定したとのことであるが、このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

イ 反社会的勢力等の非該当性

貴社は、KAY LEOが反社会的勢力等に該当するかについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロに調査を依頼し、同社から、KAY LEO、その役員、関係企業、その役員等について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。

ウ 保有方針

貴社とKAY LEOとの間において、新株予約権の行使により取得する貴社株式について、継続保有及び預託の取り決めは存在しないとのことである。なお、KAY LEOは、貴社の経営権を目的としておらず、また経営にも関与しない方針であり、第17回新株予約権発行に係る新株予約権の行使により取得する貴社株式については、適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しているとのことである。そのため、KAY LEOを割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

④ 小括

以上のとおり、上記の各割当予定先は、いずれも本第三者割当に係る割当先として相当であると評価することができる。

(5) 割当予定先による払込みの確実性

① Seacastle（第16回新株予約権発行に係る割当予定先）

Seacastleから提出を受けた2026年9月30日時点の同社名義の銀行口座情報の写しによれば、同社は預金残高200百万円を保有している。

なお、Seacastleにおける運用資金は流動性が高く、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっても即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーであるTang氏より確認しているとのことである。

従って、Seacastleにおいては第16回新株予約権発行に要する金額の資金が確保されている一方で、その行使に係る資金の全てには足りないが、上記のとおり、同社は、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、短期間での売却を目標としているところ、その売却代金により当該資金を確保して権利行使を繰り返す方針である旨を、川倉氏がSeacastleのDirectorであるTang氏から口頭により確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

② abc（第16回新株予約権発行に係る割当予定先）

abcより提出を受けた2026年10月22日時点の同社名義の銀行口座情報の写し及び同日時点の証券会社の約定明細によれば、同社は自己資金である現預金67百万円を保有しており、第16回新株予約権発行に要する金額の資金が確保されている。またabcは、第16回新株予約権発行に係る新株予約権の行使に係る資金については、2026年10月22日の時点ではその全額は確保していないが、貴社経営企画部部長の高士氏が

a b c 管理本部副本部長の谷井氏より、行使金額の全額を自己資金で用意する旨をヒアリングするとともに、貴社はその旨を記載した確約書を a b c より受領している。

従って、a b c においては本新株予約権の発行に要する金額の資金が確保されている一方で、その行使に係る資金の全てには足りないが、上記のとおり、同社は、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、短期間での売却を目標としているところ、その売却代金により当該資金を確保して権利行使を繰り返す方針である旨を、川倉氏が a b c の取締役副社長である片田朋希氏より口頭にて確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

③ KAY LEO（第17回新株予約権発行に係る割当予定先）

貴社の説明によると、KAY LEOは、本第三者割当の払込みに要する資金を、手元現預金により賄うことを予定しているとのことであり、貴社はKAY LEOの2026年10月17日時点の残高証明書及び口座残高の写しを取得し、払込に必要な資金（164百万円）が確保されていることを確認している。

従って、KAY LEOにおいては本新株予約権の発行に要する金額の資金が確保されている一方で、その行使に係る資金の全てには足りないが、上記のとおり、同社は、本新株予約権の行使により取得した貴社株式について、市場環境を勘案しつつ段階的に売却することで資金を回収し、その回収資金を原資として継続的に新株予約権の行使を行うことを予定しており、貴社としても、当該方針に基づき一定の行使が行われる蓋然性は相応に認められるものと判断しているとのことであり、貴社の同見解に不自然な点は見当たらない。

④ 小括

以上のとおり、上記の各割当予定先から提出された資料及び貴社が各割当予定先に対して行った確認内容により、本新株予約権における払込みに必要な資金を拠出できる十分な資金が存することが確認されているものと評価することができる。

(6) 既存株主への影響

本第三者割当に伴い増加する潜在株式数に係る議決権数は、248,081個（24,808,100株）となり、本日現在の発行済株式総数に係る議決権数153,079個（15,382,400株（自己株式を含む））に対して、議決権比率162.06%の希薄化が生じることになる。

このように株式の希薄化が生ずること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

他方で、本第三者割当は、上記のとおり、いずれも相当な発行価額で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではない。また、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上述の「第3の3（3）」所定の各資金使途に充当することにより、貴社の喫緊の経営課題である抜本的な収益基盤の早急な再構築と事業活動及び成長投資を安定的に支える財務基盤の確保に資する可能性があるものといえる。

また、本新株式の発行及び本新株予約権の全てが行使された場合の最大交付株式数24,808,100株を行使期間である3年間（245日／年営業日で計算）で売却とした場合の1日当たりの数量は、33,752株となり、貴社株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高447,505株の7.54%であるところ、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるものの、貴社は、割当予定先から、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを書面にて確認しているとのことであるから、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう、割当予定先からも配慮されているものと思料される。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、貴社株式の流動性向上に資することも期待できるといえる。

従って、本第三者割当は、それに伴う希薄化を考慮しても、既存株主にも十分な利益をもたらすことができる可能性があることから、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模が不合理なものであるとは評価することはできず、相当性を有するものと評価できる。

4 結論

以上の理由により、当委員会は、本第三者割当につき、必要性及び相当性のいずれも認められる旨意見する。

以 上

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
売上高	2,975百万円	1,563百万円	866百万円
営業利益	△681百万円	△844百万円	△410百万円
経常利益	△709百万円	△865百万円	△447百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△643百万円	△889百万円	△559百万円
1株当たり当期純利益(円)	△59.98円	△82.92円	△50.46円
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	151.90円	68.56円	52.56円

注) 2023年9月期は連結財務諸表を作成していますが、それ以降は作成をしていないため、上記では個別(非連結)での経営指標を掲載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数 に対する比率
発行済株式数	15,382,400株	100.0%
現時点での転換価額(行使価額)における 潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における 潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始値	752円	623円	199円
高値	922円	961円	315円
安値	576円	645円	156円
終値	633円	140円	229円

② 最近6か月間の状況

	2026年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	251円	198円	126円	113円	100円	105円
高値	277円	212円	141円	119円	145円	110円
安値	196円	111円	111円	98円	99円	80円
終値	202円	126円	116円	100円	105円	80円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年10月28日
始値	82円
高値	85円
安値	80円
終値	80円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 2025年7月17日開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2025 年 8 月 4 日
調達資金の額	499, 990, 400 円
発行価額	1 株につき 224 円
募集時における 発行済株式数	10, 803, 600 株
当該募集における 発行済株式数	2, 232, 100 株
割当先	abc 株式会社(旧 : GFA 株式会社) 2, 232, 100 株
当初の資金使途	①当社の運転資金 : 200 百万円
支出予定時期	①2025 年 8 月～2026 年 8 月
現時点における充当状況	①当社の運転資金 : 200 百万円

②第三者割当による第 14 回新株予約権の発行

払込期日	2025 年 8 月 4 日
発行新株予約権数	100, 805 個
発行価額	総額 32, 459, 210 円 (本新株予約権 1 個当たり 322 円)
発行時における 調達予定資金の額	2, 532, 423, 210 円
割当先	Seacastle Singapore Pte.Ltd 70, 564 個 abc 株式会社(旧 : GFA 株式会社) 30, 241 個 ※Seacastle Singapore Pte. Ltd. が保有する第 14 回新株予約権のうち 12, 096 個については、2025 年 10 月 31 日付で株式会社 FD への譲渡が承認されております。
募集時における 発行済株式数	10, 803, 600 株
当該募集による潜在 株式数	10, 080, 500 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
現時点における行使 状況	行使済新株予約権数 21, 562 個 未行使分 79, 243 個については、2026 年 6 月 25 日付 適時開示「第 14 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」でお知らせのとおり、第 14 回新株予約権 は全て取得消却を行っております。
現時点における調達 した資金の額	1, 041, 670, 964 円
発行時における当初 の資金使途及び支出 予定時期	①当社の運転資金 : 500 百万円 ②ヘルスケアソリューション関連システム開発資 金 : 140 百万円 ③アリストゴラ VC イスラエル・テクノロジー L. P. (フ ァンド) への出資資金 : 160 百万円 ④原子力産業関連分野開発資金 : 300 百万円 ⑤M&A 資金 : 1, 713 百万円

支出予定時期	①2025 年 8 月～2026 年 8 月 ②2025 年 8 月～2027 年 8 月 ③2025 年 8 月～2027 年 8 月 ④2025 年 10 月～2028 年 9 月 ⑤2025 年 10 月～2027 年 3 月
現時点における充当状況	①当社の運転資金：500 百万円 ②ヘルスケアソリューション関連システム開発資金：0 百万円 ③アリストゴラ VC イスラエル・テクノロジー L.P. (ファンド) への出資資金：28 百万円 ④原子力産業関連分野開発資金：0 百万円 ⑤M&A 資金：284 百万円

以 上

(別紙)

株式会社イメージワン
第 16 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社イメージワン第 16 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 16,071,615 円
3. 申込期日 2026 年 11 月 18 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 11 月 18 日
5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。

Seacastle Singapore Pte.Ltd 181,415 個

abc 株式会社 17,000 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 19,841,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
 7. 本新株予約権の総数 198,415 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 81 円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金 72 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行普通} & & \text{割当} & & \text{1 株当たり} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & \text{1 株当たりの時価} & & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{割当株式数} & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日以降又は無償割当ての場合は効力発生日）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調

整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年11月19日から2029年11月18日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

発行事項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契

約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、第11項記載の行使期間中に第20項記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく第20項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社イメージワン 管理本部
東京都品川区大崎一丁目6番3号

21. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 東京営業部
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社三井住友銀行 新宿通支店
東京都新宿区新宿三丁目24番1号

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を81円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、72円とした。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(別紙)

株式会社イメージワン
第 17 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社イメージワン第 17 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,979,960 円
3. 申込期日 2026 年 11 月 18 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 11 月 18 日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。
KAY LEO BROTHERS LIMITED 49,666 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,966,600 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下、「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 49,666 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 60 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初 72 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 2026 年 11 月 18 日（同日を含む。）以後、2026 年 11 月 20 日を初回とし、その後 2 週間ごとの金曜日（当該日が取引日でない場合には、その翌取引日。以下「修正日」という。）に、当該修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日

価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が40円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、本要項第11項の規定を準用して調整される。なお、11月19日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である72円とする。

- (2) 行使価額は40円(但し、第11項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新発行・処} & & \\ & & & & \text{分普通株式} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \text{既発行普通株式数} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \\ & & & & & & \text{1株当たりの時価} \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日以降又は無償割当ての場合は効力発生日)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年11月19日から2029年11月18日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行っ

た上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

- (2) 当社は、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取るものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
発行事項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、第 12 項記載の行使期間中に第 21 項記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場

所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく第 21 項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

21. 行使請求受付場所

株式会社イメージワン 管理本部
東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 東京営業部
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
株式会社三井住友銀行 新宿通支店
東京都新宿区新宿三丁目 24 番 1 号

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 60 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初行使価額は、72 円とした。

24. その他

- (1) 当社は、本新株予約権について KAY LEO 社と割当契約を締結する予定です。
- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に KAY LEO 社が第 17 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第 17 回新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る第 17 回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) KAY LEO 社は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第 17 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 17 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第 17 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) KAY LEO 社は、第 17 回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (2) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結する予定です。
- (3) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (4) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上